

**こども本の森京都の指定管理者募集に係る質問に対する回答について**

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①  | 分類②  | 分類③        | 質問内容                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答(修正)日 |
|------|------|------|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1    | 2    | 募集要項 | 4(5) | 業務の再委託の禁止  | 募集要項4(5)業務の再委託の禁止につきまして、建物管理については、再委託できないという認識でよろしいでしょうか。                                                       | 募集要項4(5)においては、前段で「管理運営業務を包括的に再委託し、又は請け負わせること」を禁止することを示した上で、後段で個別の業務に関しては協議のうえ協定書で定めることを示しています。<br>したがって、要求水準書5(3)エに示す建物管理に係る各種管理や点検等の業務を再委託することについては、個別の業務として、協議のうえ協定書で定めることを想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | R8.7.17 |
| 2    | 1    | 募集要項 | 6(8) | 最新の施設図面の配布 | 募集要項 P.6(8) 平面図だけではなく、立面図もいただけますでしょうか。冊数計算や仕様の必要個数の見積りのために必要です。                                                 | 閲覧室の高さは2.635～3.155m、多目的ホールの高さは3.510～3.930mです。<br>最新の立面図案データの配布を希望する場合は、募集要項6(8)最新の施設図面の配布に示す方法により申請してください。<br>なお、この回答の前にすでに申請されている団体に対しては追加送付しますので、あらためて申請いただく必要はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | R8.7.17 |
| 3    | 3    | 募集要項 | 6(8) | 最新の施設図面の配布 | 最新図面に基づく設備一覧表および保守点検対象設備一覧は提供いただけますでしょうか。                                                                       | 最新の空調・換気機器リスト案の配布を希望する場合は、募集要項6(8)最新の施設図面の配布に示す方法により申請してください。その他の設備については現在検討中です。<br>なお、この回答の前にすでに申請されている団体に対しては追加送付しますので、あらためて申請いただく必要はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | R8.7.17 |
| 4    | 3    | 募集要項 | 6(8) | 最新の施設図面の配布 | 現在想定されているエアコンの台数をご教示ください。                                                                                       | 現在検討中ですが、エアコン12台、全熱交換器10台、換気扇7台を予定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | R8.7.17 |
| 5    | 3    | 募集要項 | 6(8) | 最新の施設図面の配布 | 平面図以外に、以下の図面をご開示ください。<br>「配置図」、「平面図」、「立面図」、「断面図」、「仕上表(内部・外部)」、「面積算定表」、「建具図」、「電設備図面」、「空調設備図面」、「給排水衛生図面」、「植栽計画図」等 | 最新の平面図案、立面図案データ及び最新の空調・換気機器リスト案のみ配布します。配布を希望する場合は、募集要項6(8)最新の施設図面の配布に示す方法により申請してください。<br>なお、この回答の前にすでに申請されている団体に対しては追加送付しますので、あらためて申請いただく必要はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | R8.7.17 |
| 6    | 2    | 募集要項 | 7(5) | 選定基準及び審査項目 | 募集要項「審査項目及び配点」審査項目「市内中小企業等」につきまして、市税の納税額等主たる事務所の基準はございますか。                                                      | 様式16「団体の本店又は主たる事務所の所在地等」にも示すとおり、募集要項における「市内中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものを指します。<br><br>参考: 中小企業基本法(抜粋)<br>(中小企業者の範囲及び用語の定義)<br>第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。<br>一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの<br>二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの<br>三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの<br>四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの<br>2～5 略 | R8.7.17 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①  | 分類②   | 分類③     | 質問内容                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 回答(修正)日 |
|------|------|------|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 7    | 2    | 募集要項 | 9     | 開館準備    | 募集要項9ケにつきまして、機械警備システムに係る工事代金は指定管理料に見込むという認識でよろしいでしょうか。また、工事に際しまして、リノベーションを実施する建設企業との打合わせは設けていただけますでしょうか。 | 当初の機械警備システムの導入は、指定管理者に選定された事業者と別途契約を締結する、募集要項中「9 開館準備」に示す開館準備業務委託契約に含まれます(募集要項9ケ参照)。したがって、当初の導入に係る工事代金は指定管理料には含まれません。<br>機械警備システムに関しては、システム利用料等の運用経費は指定管理料に含まれます。また、指定管理者の都合により機械警備システムの変更等を行うこととし、工事代金が必要となる場合には、協議のうえで指定管理者の負担で工事を行うことを想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                  | R8.7.17 |
| 8    | 3    | 募集要項 | 9     | 開館準備    | 募集要項11ページ、ケ 機械警備システムの導入について機械警備の設置工事費用はどちら負担になりますか。また、機械警備システムの指定会社はございますか。                              | 当初の機械警備システムの導入は、指定管理者に選定された事業者と別途契約を締結する、募集要項中「9 開館準備」に示す開館準備業務委託契約に含まれます(募集要項9ケ参照)。<br>現時点において、機械警備システムに係る専門事業者の指定はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | R8.7.17 |
| 9    | 1    | 募集要項 | 別紙1-1 |         | 別紙1-1<br>こども本の森京都指定管理者募集に係る提出書類一覧(表紙)は、書類準備の確認用で提出は不要という理解でよろしいでしょうか。                                    | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | R8.7.17 |
| 10   | 3    | 募集要項 | 別紙1-1 | 様式A     | 当社は大阪支店として応募を検討しています。<br>申請者については本社代表者名での申請が必要でしょうか。<br>それとも、委任状を提出することにより支店長名での申請は可能でしょうか。              | 委任状により、委任状に定められた権限を支店長が行使することは可能です。したがって、支店長名での申請も可能となりますが、支店名で申請される場合は、その後の指定管理協定の締結等も支店が行う必要がありますのでご注意ください。<br>申請に当たっては、①法人名、②法人の代表者役職名、③法人の代表者氏名、④委任事項(指定管理者指定申請・指定管理協定の締結・指定管理業務の実施など)及び⑤受任者たる支店に係る情報を記載のうえ、印鑑登録されている法人の印鑑により押印した委任状(任意様式)を作成し、当該印鑑に係る印鑑証明書と合わせて提出するものとします。<br>また、受任者たる支店が作成する書類(申請書等)は、①法人名、②支店名、③支店の代表者役職名及び④支店の代表者氏名を記載のうえ、印鑑登録されている支店の印鑑により押印し、当該印鑑に係る印鑑証明書と合わせて提出するものとします。支店について印鑑登録をしていない場合には、その旨及び法人名、法人の代表者役職名、法人の代表者氏名を記載し、印鑑登録されている法人の印鑑により押印した申立書(任意様式)を添付するものとします。 | R8.7.15 |
| 11   | 1    | 募集要項 | 別紙1-1 | 様式B・F・1 | 別紙1-1 様式B<br>団体の概要<br>添付資料として会社パンフレット等を綴じる場合は、様式Bの後ろ、又は添付書類組織図の前のどちらに綴じればよろしいでしょうか。                      | 添付資料として法人のパンフレットの提出は指定しておらず、ご提出いただく場合は、添付書類「組織図」(様式B・F関係)や添付書類「同種事業の実績を示す書類」(様式1関係)そのものあるいはそれらの添付資料としてご提出いただくものと想定されます。<br>したがって、パンフレットの添付目的に応じて、所定の場所に綴じてください。なお、所定の場所が「匿名で作成・提出するもの」に含まれる場合は、団体名等の記載は黒塗り等により判読できないようにする必要がありますことに留意してください。                                                                                                                                                                                                                                                       | R8.7.17 |
| 12   | 1    | 募集要項 | 別紙1-1 | 様式I     | 別紙1-1 様式I<br>調査同意書<br>「主たる事務所の所在地が、本市以外の場合は、不要です。」とございますが、様式Iの提出は不要、という理解でよろしいでしょうか。                     | お見込みのとおりです。<br>ただし、別紙1-1に記載のとおり、主たる事務所が所在する自治体に請求し、滞納がない旨を証する書類を提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | R8.7.13 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①  | 分類②   | 分類③                | 質問内容                                                                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 回答(修正)日              |
|------|------|------|-------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 13   | 1    | 募集要項 | 別紙1-1 | 様式I                | 別紙1-1 様式I<br>「所在する自治体に請求し、滞納がない旨を証する書類を提出してください」とありますが、「水道料金・下水道料金口座振替済のお知らせ」でも認めていただけますでしょうか。認めていただける場合は何か月分提出すればよろしいでしょうか。<br>「水道料金・下水道料金口座振替済のお知らせ」では認めていただけない場合、本社所在地の「下水道料金領収金額」という証明書になりますでしょうか。 | 主たる事務所の所在地が本市以外の場合は、次のとおり書類をご提出ください。<br>なお、提出を求める書類の名称等は自治体により異なる場合がありますので、自治体にお問合せのうえ、該当する書類をご提出ください。<br><br>【原則:主たる事務所の所在する自治体が「水道料金・下水道使用料の滞納がない旨を証する書類」を発行している場合】<br>主たる事務所の所在する自治体が発行する「水道料金・下水道使用料の滞納がない旨を証する書類」を提出してください。なお、ここにいう書類は自治体が請求に基づき発行する証明書を指すものであり、通知書面等によることはできません。<br><br>【例外:主たる事務所の所在する自治体が「水道料金・下水道使用料の滞納がない旨を証する書類」を発行していない場合】<br>主たる事務所の所在する自治体が発行する「水道料金・下水道使用料の支払・領収を証する書類」を提出するものとします。なお、ここにいう書類は自治体が請求に基づき発行する証明書を指すものであり、質問中の「水道料金・下水道料金口座振替済のお知らせ」をはじめとする通知書面等によることはできません。<br>また、提出に当たっては、主たる事務所の所在する自治体に対する「水道料金・下水道使用料の滞納がない旨を証する書類」を発行していないことの確認状況(確認先の名称・担当者名・連絡先・確認日時等)を記した書面(任意様式)を添付するものとします。<br><br>※R8.7.15追記<br>応募団体の拠点が賃貸のビルに置いていること等により直接の上下水道料金の契約や料金の支払いを行っていない場合は証明書の提出ができないため、賃貸による光熱水費の料金支払いが分かる資料を準備のうえ、法人名・代表者役職名・代表者氏名の記名及び押印があり、そのような状況であることを記した「申立書」(任意様式)と合わせて提出してください。 | R8.7.13<br>R8.7.15追記 |
| 14   | 1    | 募集要項 | 別紙1-1 | 様式I                | 別紙1-1 様式I 添付資料:様式A~I関係<br>添付資料の決算書類等について、枚数が多いため構成団体の各社名を記載した紙を間に綴じてもよろしいでしょうか。綴じた場合は電子データ提出に含めるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                       | ご質問に記載のとりの対応で差し支えありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | R8.7.17              |
| 15   | 3    | 募集要項 | 別紙1-1 | 役員名簿               | 【提出書類一覧(別紙1-1)】の役員名簿については、任意の様式でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                             | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | R8.7.17              |
| 16   | 3    | 募集要項 | 別紙1-1 | 法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) | 【提出書類一覧(別紙1-1)】の法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)について、現在、取締役の再任処理により一時的に登記簿が発行できず、7月末から発行可能となる見込みです。準備が整い次第、書類の追加提出は可能でしょうか。                                                                                          | 提出期限までの申請に当たっては、法人名・代表者役職名・代表者氏名の記名及び押印があり、①質問に記載のような状況であること、②提出時期の見込みを記した「申立書」(任意様式)を作成のうえ、現時点において保有している最新の「法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)」等の写しと合わせてご提出ください。<br>その後、最新の「法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)」を取得次第、速やかに追加提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | R8.7.13              |
| 17   | 3    | 募集要項 | 別紙1-1 | 法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) | 【提出書類一覧(別紙1-1)】の法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)について、履歴事項全部証明書での提出は可能でしょうか。                                                                                                                                          | 正確かつ円滑な審査を行うため、「法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)」を提出することとしています。<br>したがって、「法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」によることはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | R8.7.13              |
| 18   | 1    | 募集要項 | 別紙1-1 | 印鑑証明書              | 別紙1-1 添付資料:様式A~I関係<br>印鑑証明書<br>弊社は貴市への業者登録に際し使用印鑑届を提出し、貴市との契約は使用印鑑で行っております。今回の指定申請書も、使用印鑑届を添付した上で使用印鑑とさせていただきますいたしたいのですが、よろしいでしょうか。                                                                    | 質問中の「使用印鑑届」は本市競争入札参加資格登録に係る使用印鑑届を指すものと思われしますが、こども本の森京都の指定管理者募集に係る書類に使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑とします。<br>したがって、印鑑登録されている印鑑を使用のうえ、当該印鑑に係る印鑑証明書を添付資料としてご提出ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | R8.7.13              |

| 整理<br>番号 | 受付<br>番号 | 分類①  | 分類②   | 分類③            | 質問内容                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 回答(修正)日 |
|----------|----------|------|-------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 19       | 1        | 募集要項 | 別紙1-1 | 決算書類等          | 別紙1-1 決算書類等<br>決算報告書は、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「計算書類の附属明細書」「事業報告書」という理解よろしいでしょうか。                                               | 決算報告書は、①貸借対照表、②損益計算書、③キャッシュ・フロー計算書(作成している場合に限る)、④株主資本等変動計算書、⑤個別注記表を含むものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                       | R8.7.13 |
| 20       | 2        | 募集要項 | 別紙1-1 | 決算書類等          | 別紙1-1添付資料決算書類等につきまして、直前3事業年度の各年度の財務諸表とは、3月決算の企業の場合、2023年度、2024年度、2025年度分という認識でよろしいでしょうか。                                                              | 決算書類等については、提出期限日において確定申告が済まされている最新の3事業年度の書類を提出してください。<br>3月決算の企業の場合は、お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | R8.7.13 |
| 21       | 3        | 募集要項 | 別紙1-1 | 決算書類等          | 【提出書類一覧(別紙1-1)】の決算書類等について、決算報告書は6月末の株主総会を経て2023年～2025年度分を提出予定です。税務申告書については、2025年度の手続き中のため、2022～2024年度の提出となります。年度が異なりますが、できる限り最新年度を提出するとの認識でよろしいでしょうか。 | 決算書類等については、提出期限日において確定申告が済まされている最新の3事業年度の書類を提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | R8.7.13 |
| 22       | 1        | 募集要項 | 別紙1-1 | 納税証明書等         | 別紙1-1 添付資料:様式A～I関係<br>納税証明書等<br>ア:所得税又は法人税、イ:消費税及び地方消費税について、国税は「その3の3」の電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか。                                                        | 法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明は、納税証明書(その3の3)をご提出ください。<br>電子納税証明書による場合は、「電子納税証明書(PDF形式)」を印刷したものに限り、証明書として認めます。                                                                                                                                                                                                                                                         | R8.7.13 |
| 23       | 1        | 募集要項 | 別紙1-1 | 納税証明書等         | 別紙1-1 添付資料:様式A～I関係<br>納税証明書等<br>ウ:法人市民税については、本社所在地の「法人都民税」の提出でよろしいでしょうか。                                                                              | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | R8.7.13 |
| 24       | 3        | 募集要項 | 別紙1-1 | 納税証明書等         | 【指定管理者募集要項】3(1)カ(ウ)について、京都市の市民税及び固定資産税の支払いの義務がない場合は、滞納には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。<br>また、本社所在地が京都市ではないため、「市民税及び固定資産税の納税証明書」の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。            | 京都市の市民税及び固定資産税の支払いの義務がない場合は、滞納には該当しません。<br>提出書類については、募集要項別紙1-1のとおりです。<br>質問中の「市民税及び固定資産税の納税証明書」については、「添付資料:様式A～I関係」中、「納税証明書等」の「ウ」に示すとおり、提出書類として定めています。主たる事務所所在地の本市市内・市外の違いによる取扱いの差はありません。<br>したがって、主たる事務所が所在する自治体に請求し、法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書を提出してください。<br>※主たる事務所の所在地が本市以外の場合の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書等は、募集要項3(1)に示す応募資格のうち、「キその他指定管理者としてふさわしくない団体でないこと。」を判断する資料として用います。 | R8.7.13 |
| 25       | 3        | 募集要項 | 別紙1-1 | 納税証明書等         | 【提出書類一覧(別紙1-1)】の納税証明書等のア「所得税又は法人税」及びイ「消費税及び地方消費税」については、「納税証明書その3の3」1部の添付で足りるとの認識でよろしいでしょうか。                                                           | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | R8.7.13 |
| 26       | 3        | 募集要項 | 別紙1-1 | 納税証明書等         | 【提出書類一覧(別紙1-1)】の納税証明書等のウについて、「法人市民税及び固定資産税」とありますが、支店名で申請する場合は、支店所在地の法人市民税及び固定資産税の納税証明書でよろしいでしょうか。                                                     | 委任状により権限を得た支店が申請をする場合、①法人についての法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書(主たる事務所の所在地の自治体に請求)及び②支店についての法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書(支店の所在地の自治体に請求)の2種類をご提出ください。                                                                                                                                                                                                                                    | R8.7.15 |
| 27       | 1        | 募集要項 | 別紙1-2 | I 紙資料の提出方法について | 別紙1-2 P.2 (3)<br>「①ページの下部中央にページ番号を付す」は、指定様式で提出するもののみという理解でよろしいでしょうか。                                                                                  | I 3(3)①に示す【匿名で作成・提出するもの】のファイルの作成におけるページ番号の付番については、指定様式・任意様式・添付書類の別を問いません。すべてのページに付番してください。                                                                                                                                                                                                                                                                         | R8.7.17 |
| 28       | 1        | 募集要項 | 別紙1-2 | I 紙資料の提出方法について | 別紙1-2 I-3-(3)【ファイルの作成イメージ(例)】<br>「申請団体:●●●●●」とありますが、匿名のため不要という理解でよろしいでしょうか。                                                                           | ご質問のファイルは匿名で作成・提出するものを綴るファイルですが、審査に向けた準備においては申請団体名を確認できる状態である必要があります。そのため、ファイルの表紙には申請団体名を記載のうえ提出いただき、準備作業の中で匿名化することとしています。<br>したがって、別紙1-2に示すとおりの方法でご提出ください。                                                                                                                                                                                                        | R8.7.17 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①   | 分類②     | 分類③                    | 質問内容                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                             | 回答(修正)日 |
|------|------|-------|---------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 29   | 1    | 募集要項  | 別紙1-2   | Ⅱ電子データの提出方法について        | 別紙1-2 Ⅱ電子データの提出方法について<br>「電子メールにて提出」とございますが、容量の関係でメール添付できないと思われるので、URLからダウンロードいただく方法でもよろしいでしょうか。または、CD-R等での提出でもよろしいでしょうか。                    | 電子メールへの添付ができない場合は、原則として、URLからダウンロードする方式のみでできることとします。ただし、安全性が十分に確認されており、かつ、ダウンロードに当たって本市がログイン等の手続きをすることなく利用できるシステムに限ります。<br>上記の対応を行うことができない場合の提出方法は、個別にご相談ください。 | R8.7.17 |
| 30   | 1    | 募集要項  | 別紙1-2   | Ⅱ電子データの提出方法について        | 別紙1-2 Ⅱ電子データの提出方法について<br>提出する電子データについて、プレゼンテーション投影資料以外は、全てPDFでよろしいでしょうか。                                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                    | R8.7.17 |
| 31   | 1    | 募集要項  | 別紙1-2   | Ⅱ電子データの提出方法について        | 別紙1-2 Ⅱ電子データの提出方法について<br>「電子データは、「01.様式A～」、「02.様式1～開館準備」、「03.プレゼンテーション投影資料」とファイル名を付け」とありますが、「01.様式A～」の場合、様式A～Iを1つにまとめたデータの提出という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                    | R8.7.17 |
| 32   | 1    | 募集要項  | 様式A     |                        | 様式A 指定管理者指定申請書<br>共同事業体で応募する場合は、「申請団体の名称及び代表者名」の箇所に、共同事業体名、代表企業名、代表企業の代表者名を記載し、共同事業体の代表団体のみ提出するという理解でよろしいでしょうか。                              | 概ねお見込みのとおりです。次の記載例を参考に記名押印等をしてください。<br>(記載例)<br>“共同事業体名”<br>代表者 “代表法人名”<br>“代表法人の代表の役職名” “代表法人の代表者の氏名” (“代表法人の印による押印”)                                         | R8.7.17 |
| 33   | 1    | 募集要項  | 様式3・4   |                        | 様式3・4<br>「3体全体における事故及び不祥事について」および「4 同種事業における事故及び不祥事について」は共同事業体の場合、共同事業体を1団体として1枚という理解でよろしいでしょうか。                                             | ご質問の様式はそれぞれ団体につき1枚作成するものです。<br>したがって、共同事業体として申請する場合は、それぞれの様式を共同事業体として1枚作成します。なお、記載内容については、①共同事業体としての状況、②共同事業体の各構成団体の状況のいずれも記載する必要があることにご留意ください。                | R8.7.17 |
| 34   | 1    | 募集要項  | 様式19・20 |                        | 様式19、20<br>収支見込み・計画を作成するにあたり、新施設の光熱水費の算出が難しいため、京都市様が想定する1年間の光熱水費をご教示頂けますでしょうか。また、その想定額を実績が上回った場合、差額を精算していただくことは可能でしょうか。                      | 要求水準書5(3)工建物管理に示す各種設備の内容及び同項目に関する質問(整理番号60～76)への回答内容も踏まえ、施設規模や運営内容等から想定される金額を算定してください。                                                                         | R8.7.17 |
| 35   | 3    | 要求水準書 | 1       | 施設の概要                  | 本物件の建物用途は何になるのでしょうか。                                                                                                                         | 建物用途は「図書館に類するもの、地域の集会施設」になります。<br>なお、本施設は図書館法上の図書館ではなく、文化施設と位置付けています。                                                                                          | R8.7.17 |
| 36   | 2    | 要求水準書 | 1(3)    | 建築物及び敷地の概要             | 要求水準書1(3)職員や地域団体の方々を除く一般の利用者の収容可能人数は90名程度と記載がございますが、特定防火対象物にはあたらないという認識でよろしいでしょうか。                                                           | 建物用途は「図書館に類するもの、地域の集会施設」になります。                                                                                                                                 | R8.7.17 |
| 37   | 2    | 要求水準書 | 2(2)    | 京都市が行う業務(指定管理者が行わない業務) | 要求水準書2(2)のうち3年に1回の点検の具体的な点検名をご教示ください。                                                                                                        | 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づき保存活用計画に定める維持管理報告に伴う点検」のうち、3年に1回の点検については、これから保存活用計画に定めることとなりますが、概ね建築物本体及び敷地の点検が主となります。<br>例:敷地や建物の損傷、劣化状況、防火・避難対策の状況など               | R8.7.17 |
| 38   | 1    | 要求水準書 | 3(1)    | 施設管理者の位置付け             | 要求水準書 3. 管理の基準 P.2(1)<br>施設の休館日や開館時間外にも自治会活動の場として利用されますが、そこで使用される光熱水費は自治会の負担との認識でよろしいでしょうか。                                                  | お見込みのとおりです。<br>休館日や開館時間外の地域団体の利用にかかる光熱水費については、地域団体の負担とします。<br>なお、地域団体の負担額の算定方法等の詳細は、要求水準書4(1)に示す覚書により定めることを予定しています。                                            | R8.7.17 |
| 39   | 4    | 要求水準書 | 3(1)    | 施設管理者の位置付け             | 開館時間外に明倫学区自治連合会の方が施設を使用される際、指定管理者側の立ち合い(施錠・防犯システムの対応等)や常駐は必要ですか。                                                                             | 立ち合いや常駐の必要はありません。<br>ただし、要求水準書3(1)に示すとおり、地域の団体のみで施設を利用する時間等にあっても、災害その他緊急の事態が発生した際は、指定管理者は施設管理の責任者として所要の対応を行う必要があることに留意してください。                                  | R8.7.17 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①   | 分類②   | 分類③          | 質問内容                                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                                                      | 回答(修正)日 |
|------|------|-------|-------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 40   | 2    | 要求水準書 | 3(3)ア | 配置時間         | 要求水準書3(3)ア開館時間前の必要な準備に清掃は含まれますでしょうか。清掃を行う時間帯としては、利用者の利用時間帯に配慮し指定管理者の提案という認識でよろしいでしょうか。        | 清掃については要求水準書5(3)アに示すとおり実施を求めているところですが、実施の時間帯の指定はしておらず、お見込みのとおりで指定管理者の提案によるものとなります。したがって、要求水準書3(3)アに示す開館時間前の必要な準備のひとつとして実施されることもあるものと考えています。                                                                                                             | R8.7.17 |
| 41   | 4    | 要求水準書 | 3(5)  | 子育てアドバイザーの配置 | 子育てアドバイザーの要件(a「相当の知識と経験を有する職員」)について、資格所有や実務経験ありなど、具体的な基準はありますか。                               | 要求水準書3(5)aについては具体的な基準は設けておらず、例えば保育士等の資格保有者のほか、子育てに関する職務経験者や専門知識を有する者、育児経験者等を想定しています。ただし、いずれであっても要求水準書に示す通り「子育て家庭の親とその子どもの支援に関して相当の知識と経験を有する」と認められる職員である必要があることに留意してください。                                                                                | R8.7.17 |
| 42   | 4    | 要求水準書 | 3(10) | 損害賠償保険への加入   | 施設賠償責任保険の予算策定にあたり、補償額やその他の条件に京都市からの指定や想定額はありますか。                                              | 現時点において本市における指定や想定額はありません。施設規模や利用想定人数から、適当と考えられる保険内容を見込んでください。                                                                                                                                                                                          | R8.7.17 |
| 43   | 1    | 要求水準書 | 5(1)カ | 寄附金の収集       | 要求水準書 5. 業務に関する詳細 P.7 カ 寄附金の収集「金庫で保管するなど」には、安全面を考慮し銀行口座に預ける等の手法も含まれる、との認識でよろしいでしょうか。          | 金庫での保管と同等の安全性が確保され、かつ、本市が提出を求めた際に速やかに応じることが可能な方法であれば差し支えありません。ただし、銀行口座に預ける場合等で入金金に手数料等が必要となる場合、当該費用は指定管理者の負担となります。                                                                                                                                      | R8.7.17 |
| 44   | 1    | 要求水準書 | 5(1)カ | 寄附金の収集       | 要求水準書 5. 業務に関する詳細 P.7 カ 寄附金の収集 寄附金は全額市の収入となるとありますが、施設運営の収支が赤字となる場合において、寄附金を運営費に充てることは可能でしょうか。 | 要求水準書に示すとおり、当該業務により収集した寄附金は、全額市の収入となります。したがって、施設運営の収支が赤字となる場合においても、当該業務により収集した寄附金を運営費に充てることはできません。                                                                                                                                                      | R8.7.17 |
| 45   | 2    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃           | 要求水準書5(3)ア(ア)α床面洗浄・ワックスにつきまして、実施部分の面積・床材をご教示ください。                                             | フローリング貼で約300㎡を想定していますが、検討を進める中で、変更となる場合があります。                                                                                                                                                                                                           | R8.7.17 |
| 46   | 2    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃           | 要求水準書5(3)ア(ア)α定期清掃の外窓ガラス清掃につきまして、内窓ガラスの清掃は、日常清掃の範囲という認識でよろしいでしょうか。また、窓ガラスの面積がわかりましたらご教示ください。  | お見込みのとおりで、内窓ガラスの清掃は、5(3)ア(ア)αに示す屋内外の日常清掃作業に含まれます。なお、窓ガラスに関しては、最新の立面図案にてご確認いただくことができます。最新の立面図案データの配布を希望する場合は、募集要項6(8)最新の施設図面の配布に示す方法により申請してください。なお、この回答の前にすでに申請されている団体に対しては追加送付しますので、あらためて申請いただく必要はありません。                                                | R8.7.17 |
| 47   | 2    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃           | 要求水準書5(3)ア(ア)α外して洗える物は洗浄、洗えない物は除塵すると考えてよろしいでしょうか。また、清掃対象の建具、照明器具、ブランド、換気扇の個数をご教示いただけますでしょうか。  | お見込みのとおりで、取り外せる設備は取り外した上で清掃すること、取り外せない設備は除塵・拭き取り等による清掃を行うものです。建具、照明器具、ブラインドの個数は現在検討中です。換気扇は現在検討中ですが、7台を予定しています。なお、指定管理者要求水準書5業務に関する詳細(3)施設の維持管理に関する業務ア清掃(ア)清掃「特別(e)」として、エアコン室内機のフィルター清掃も見込んでください。                                                       | R8.7.17 |
| 48   | 2    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃           | 要求水準書5(3)ア(イ) 衛生消耗品備品につきまして、貴市指定のものはございますでしょうか。                                               | 現時点において、指定はありません。                                                                                                                                                                                                                                       | R8.7.17 |
| 49   | 2    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃           | 要求水準書5(3)ア(ウ)一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬・処理に係る費用は指定管理者の負担という認識でよろしいでしょうか。                                 | お見込みのとおりで。                                                                                                                                                                                                                                              | R8.7.17 |
| 50   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃           | 清掃対象面積表(内訳及び床材など)と清掃仕様書は提供いただけますでしょうか、または、ご教授いただけますでしょうか。                                     | 清掃対象面積については、募集要項等に示す敷地面積(約1,270㎡)及び延床面積(約600㎡)です。床材については、現時点においてエントランスはモルタル洗い出し、廊下や閲覧室、多目的ホールはフローリング貼、事務室・応接室、一部閲覧室、共用スペース、授乳室等はタイルカーペット、トイレ、倉庫は塩ビシートを想定しています。ただし、検討を進める中で、変更となる場合があります。清掃仕様書については、現時点においては要求水準書5(3)アに示した内容を基に、必要と考えられる内容を想定のうえご検討ください。 | R8.7.17 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①   | 分類②   | 分類③  | 質問内容                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答(修正)日 |
|------|------|-------|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 51   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃   | 要求水準書では「一般の来館者が利用する場所については、使用前、使用後に優先的に清掃を行うほか、夜間使用の場合、次の日の使用前までに優先的に清掃を行う。」とありますが清掃は翌日の開館前に行うと解してよろしいでしょうか。実施時間の指定や制約があれば、ご教示ください。 | 要求水準書5(3)ア(ア)の記載は、①使用前・使用後に優先的に清掃を行うこと、②使用後の清掃について夜間の使用があり清掃ができない場合には次の日の使用前までに優先的に清掃を行うこと、の2点を意図したものです。したがって、ご質問のように「清掃は翌日の開館前に行う」と解することは不適当となります。実施時間について、現時点において指定や制約はありません。ただし、要求水準書4(2)に示す明倫学区民への配慮のほか、夜間遅くに騒音を発する機械等による清掃を行うことは控えるなど、一般常識の範囲内での対応が必要であることに留意してください。 | R8.7.17 |
| 52   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃   | 改修前の本施設の一般廃棄物はどちらの許可業者に委託されていたか、ご教示ください。                                                                                            | 改修前の現在、施設の利用を停止しており、廃棄物は発生しておりません。なお、本市が一般廃棄物を排出する際には、一般廃棄物処理業の許可を持つ事業者処理に委託しております。                                                                                                                                                                                       | R8.7.17 |
| 53   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃   | 日常清掃実施日は火曜～日曜・週6日実施の認識で良いでしょうか。(原則月曜日休み、12/29～31・1/1～3休み)                                                                           | お見込みのとおり、日常清掃は開館日に実施するものという認識で差し支えありません。                                                                                                                                                                                                                                  | R8.7.17 |
| 54   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃   | 日常清掃スタッフの更衣場所や清掃資材置き場はございますか。                                                                                                       | スペースの都合上、更衣専用の場所はありません。清掃資材については、建物内に確保される倉庫スペースに置く想定です。なお、倉庫は図書の在庫のほか、あらかじめ取り決めたうえで、地域団体の物品の保管にも使用されます。                                                                                                                                                                  | R8.7.17 |
| 55   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃   | 日常清掃スタッフの自転車、バイクの置き場はございますか。                                                                                                        | 日常清掃スタッフをはじめ、指定管理者等の専用の駐輪場・駐車場はありません。一般の利用者同様に、駐輪スペースを使用することを想定しています。                                                                                                                                                                                                     | R8.7.17 |
| 56   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ア | 清掃   | 定期清掃の実施は休館日の月曜日に実施でよいのか。                                                                                                            | 定期清掃の実施日についての指定はありません。ただし、要求水準書4(2)に示す明倫学区民への配慮のほか、夜間遅くに騒音を発する機械等による清掃を行うことは控えるなど、一般常識の範囲内での対応が必要であることに留意してください。                                                                                                                                                          | R8.7.17 |
| 57   | 2    | 要求水準書 | 5(3)イ | 緑地管理 | 要求水準書5(3)イ緑地管理につきまして、樹木の名称及び本数、面積、及び芝生敷きの面積をご教示ください。                                                                                | 樹木等の主な予定は次のとおりです。ただし、検討を進める中で、変更となる場合があります。<br>・桜:2本(アプローチ及び奥庭)<br>・藤:4本(藤棚に設置、約30㎡)<br>・松:3本<br>・棕櫚:2本<br>・生垣:ブリベット、奥庭周囲等、約100m<br>・芝生:吹付芝 500～600㎡程度<br>・花壇:規模、箇所数を検討中                                                                                                  | R8.7.17 |
| 58   | 2    | 要求水準書 | 5(3)ウ | 保安警備 | 要求水準書5(3)ウ(サ)車両という記載がございますが、公表いただいた図面には駐車場がない為、主に自転車という理解でよろしいでしょうか。                                                                | 要求水準書5(3)ウ(サ)に示す「入館者及び周辺道路を含めた車両の保安整理」について、日常的に敷地内に入出りする車両は主に自転車と考えられますが、ここにいう車両の保安整理は周辺道路を含むものであり、例えばイベント等の実施のために一時的に敷地内や敷地入口の前面道路に自動車を停車する場合や、敷地入口に利用者等の自動車・自転車等が停車・駐輪されている場合の移動の音がけや注意喚起等を含みます。                                                                        | R8.7.17 |
| 59   | 3    | 要求水準書 | 5(3)ウ | 保安警備 | 保安警備に関して運営職員による巡回警備及び機械警備システムによる監視・緊急時駆けつけ体制の構築により要求水準を満たすものと解してよろしいでしょうか。                                                          | ご質問にあるような体制の構築をしたうえで5(3)ウ保安警備の(ア)から(シ)に示す内容が実施されるのであれば、保安警備に係る要求水準を満たすものと考えられます。                                                                                                                                                                                          | R8.7.17 |
| 60   | 2    | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書5(3)エ建物管理につきまして、各種設備機器の個数、配置図面、型式番号、その他詳細情報が記載されている資料をご提示いただくことは可能でしょうか。                                                       | 最新の空調・換気機器リスト案の配布を希望する場合は、募集要項6(8)最新の施設図面の配布に示す方法により申請してください。その他の設備については現在検討中です。なお、この回答の前にすでに申請されている団体に対しては追加送付しますので、あらためて申請いただく必要はありません。                                                                                                                                 | R8.7.17 |

| 整理<br>番号 | 受付<br>番号 | 分類①   | 分類②   | 分類③  | 質問内容                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                     | 回答(修正)日 |
|----------|----------|-------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 61       | 2        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書5(3)エ(ア)本施設につきまして、電気主任技術者選任の必要性、停電点検の実施頻度(毎年もしくは3年に1回)をご教示ください。                              | 現在低圧引込にて検討中のため、電気主任技術者の選任、及び停電点検は想定していませんが、現在検討中です。                                                                                                                    | R8.7.17 |
| 62       | 2        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書5(3)エ(イ) フロン簡易点検および定期点検の対象機器はございますでしょうか。                                                     | フロン簡易点検は必要ですが、圧縮機定格能力7.5kW以上の室外機は予定していないため、定期点検は不要です。                                                                                                                  | R8.7.17 |
| 63       | 2        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書5(3)エ(ウ)公表された図面上には、受水槽の記載は見受けられませんが、給水方式は直結直圧方式という認識でよろしいでしょうか。                              | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                            | R8.7.17 |
| 64       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書では「点検結果については、別途指定の様式にて記録を作成するものとする。」ありますが指定の様式は提供いただけますでしょうか。                                | 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第11条の規定による維持管理報告は、同施行規則に定める維持管理報告書(第10号様式)に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとしています。                                                                             | R8.7.17 |
| 65       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | ホルムアルデヒド測定(初年度のみ)については、見積対象外で宜しいでしょうか。                                                            | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                            | R8.7.17 |
| 66       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(イ)空調設備の空冷ヒートポンプエアコン、全熱交換器、給排気ファンの台数をご教示下さい。                                            | 現在検討中ですが、エアコン12台、全熱交換器10台、換気扇7台を予定しています。                                                                                                                               | R8.7.17 |
| 67       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(イ)空調設備の空冷ヒートポンプエアコンについて、フロン簡易点検、フロン定期点検 室外機7.5kW以上が必要と思いますが、対象台数をご教示下さい。               | フロン簡易点検は必要ですが、圧縮機定格能力7.5kW以上の室外機は予定していないため、定期点検は不要です。エアコンの台数は12台を予定しています。                                                                                              | R8.7.17 |
| 68       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(イ)空調設備の自動制御装置についてメーカー、型式、製造番号、台数等の詳細をご教示下さい。またメーカー保守点検は必要でしょうか。                        | 空調設備の制御は空調メーカー付属の集中リモコンにて行う予定です。<br>最新の空調・換気機器リストは提供可能ですので、配布を希望する場合は、募集要項6(8)最新の施設図面の配布に示す方法により申請してください。<br>なお、この回答の前にすでに申請されている団体に対しては追加送付しますので、あらためて申請いただく必要はありません。 | R8.7.17 |
| 69       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(ア)電気設備については、低圧引き込みでキュービクルの設置は無いという認識で宜しいでしょうか。                                         | お見込みのとおり、現在低圧引込を想定し計画中です。                                                                                                                                              | R8.7.17 |
| 70       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(エ)消防用設備等について、下記台数、メーカーをご教示下さい。<br>a 自動火災報知設備 b 誘導灯設備 c 防排煙設備 d 非常放送設備 e 消火器設備 f 避難器具設備 | a:1台、b:15台、c:オペレーター6か所、d:1台、e:6台、f:なし で検討中です。 共通でメーカーは未定です。<br>また、屋内消火栓設備を設ける可能性があります。                                                                                 | R8.7.17 |
| 71       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(ウ)給排水衛生設備について、電気温水器、ガス給湯器のメーカー、型式、製造番号、台数等をご教示下さい。                                     | 現在検討中ですが、電気温水器は5台を計画し、TOTO製を予定しています。最終型番は未定です。                                                                                                                         | R8.7.17 |
| 72       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書9ページ、(ウ)給排水衛生設備について、衛生器具とは具体的に何を指すのかご教示下さい。また上水道については水道直結という認識で宜しいでしょうか。                     | 衛生器具とは、洋風大便器、洗面器、小児用小便器、掃除用流し、オストメイト、ミニキッチン、調乳器及び散水栓等を想定していますが、今後の検討で変更される可能性はあります。<br>上水道について、お見込みのとおり、水道直結にて計画中です。                                                   | R8.7.17 |
| 73       | 3        | 要求水準書 | 5(3)エ | 建物管理 | 要求水準書10ページ、(オ)電話交換機設備についてメーカー、型式、製造番号、台数等をご教示下さい。またメーカー保守点検は必要でしょうか。                              | 現時点では機器の仕様や台数は未定ですが、原則導入した機器については保守点検が必要です。                                                                                                                            | R8.7.17 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①   | 分類②   | 分類③   | 質問内容                                                                                                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                            | 回答(修正)日 |
|------|------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 74   | 3    | 要求水準書 | 5(3)工 | 建物管理  | 要求水準書10ページ、(オ) 入退館管理設備についてメーカー、型式、製造番号、台数等をご教示下さい。またメーカー保守点検は必要でしょうか。                                                                                                                            | 要求水準書5(3)エ(オ)dに示す入退館管理設備は、機械警備システムと連動するものとして、当該システムの一部として導入します。当初の機械警備システムの導入は、指定管理者に選定された事業者と別途契約を締結する、募集要項中「9 開館順準備」に示す開館準備業務委託契約において導入していただきます。<br>現時点において、カードリーダーによる施錠・機械警備システム操作(施設入口及び事務室等)を予定していますが、メーカー等の詳細は未定です。<br>機械警備システム等のシステム利用料・保守点検等の運用経費は、指定管理料に含まれるものとなります。 | R8.7.17 |
| 75   | 3    | 要求水準書 | 5(3)工 | 建物管理  | 要求水準書9ページ<br>「なお、法定点検、定期点検等のうち、3条その他条例の適用に伴い必要となる施設等の3年に1回の点検については、京都市が実施するものとする。」と記載がございますが、特殊建築物定期調査は見積対象外という認識で宜しいでしょうか。<br>あわせて防火設備定期検査、建築設備定期検査も記載がございませんが、見積対象外という認識で宜しいでしょうか。             | ご質問中、特殊建築物定期調査については、お見込みのとおりです。<br>防火設備定期検査については、現時点で、調査は生じない想定で計画中です。<br>建築設備定期検査については、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づき保存活用計画に定める維持管理報告に伴う点検」のうち、6か月に1回の点検及び消防法に基づく点検等については見積対象となります。<br>なお、保存活用計画についてはこれから定めることとなります。                                                            | R8.7.17 |
| 76   | 3    | 要求水準書 | 5(3)工 | 建物管理  | 要求水準書9ページ<br>エ 建物管理<br>「建築物及び設備について、利用者及び勤務者が安全・清潔かつ快適に過ごせるよう環境を維持するため、日常的に点検を行い、設備機器の管理を行うとともに、法定点検、定期点検、臨時点検(地震及び台風時)を行い、性能を維持する。」と記載がございます。害虫駆除は年4回と指定がありますが、その他業務については各社提案の回数という認識で宜しいでしょうか。 | 建築基準法や3条その他条例をはじめとする法令に基づき必要となる法定点検や定期点検は、当該法令により定められた時期・回数のとおり点検を実施する必要があります。<br>その他の設備等で法令による点検時期等の定めがないものは、設備の耐用年数や稼働状況等を考慮のうえ、適切な維持管理ができるように点検を実施してください。                                                                                                                  | R8.7.17 |
| 77   | 3    | 要求水準書 | 10    | 施設の修繕 | 指定管理者の負担で行うべき修繕について指定管理者の責めに帰すべき事由の判断基準をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                          | 要求水準書10に示す施設の修繕については、個別の事案ごとに都度協議を行い、判断するものとなります。<br>したがって、一律に判断基準をお示しすることはできませんが、例えば指定管理者自身が不適切な対応を行ったことにより施設を損傷した場合のほか、指定管理者が利用者の危険行為を認識しながら漫然と見過ごし、結果として施設が損傷された場合など、指定管理者としての責務を果たしていれば損傷が発生しなかったと判断される場合には、指定管理者の責めに帰すべき事由として指定管理者の負担により修繕を行うよう判断することがあり得るものと考えています。     | R8.7.17 |
| 78   | 3    | 要求水準書 | 10    | 施設の修繕 | 指定管理者が提案した修繕費予算を超過する修繕需要が発生した場合、必要性や発生原因を踏まえて京都市と協議することは可能でしょうか。                                                                                                                                 | 要求水準書10に示す施設の修繕については、個別の事案ごとに都度協議を行い、判断するものとなります。<br>原則として要求水準書10に示すとおり指定管理者と京都市のいずれが負担すべきものを判断することとなりますので、施設規模等に基づき、必要と考えられる修繕費予算を算定してください。                                                                                                                                  | R8.7.17 |
| 79   | 3    | 要求水準書 | 10    | 施設の修繕 | 1件(合理的な理由のある工事単位)の考え方をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                            | 要求水準書10に示す施設の修繕については、個別の事案ごとに都度協議を行い、判断するものとなります。<br>「合理的な理由のある工事単位」も個別の事案により判断するものとなりますが、指定管理者が本来別に工事を行うべきと考えられる複数の工事を一体として行うものとし、その額が20万円(消費税および地方消費税を含む)以上であるとして京都市の負担とすること、また、これと同様に京都市が本来一体として行うべき工事を細分化し指定管理者の負担とすること、はできないということを意図しています。                               | R8.7.17 |

| 整理番号 | 受付番号 | 分類①   | 分類②     | 分類③               | 質問内容                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                                                                             | 回答(修正)日 |
|------|------|-------|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 80   | 4    | 要求水準書 | 12      | 指定期間満了後の原状回復及び引継ぎ | 指定期間満了後の原状回復とは、どの範囲を指しますか。指定管理者が自ら準備した物品の撤去という理解でよいですか。                                                 | 物品等に関しては、指定管理者が自ら準備し撤去を予定している物品等のほか、指定管理者が自ら準備し残置(次期指定管理者への引継ぎ)を予定している物品等のうち本市が支障があると認め撤去を求めるものなどが想定されます。<br>そのほか、例えば指定管理者の都合により事務室内等について何らかの工事や設備改変を行った場合において、本市が支障があると認め原状回復を求めることなどが想定されます。                                                                 | R8.7.17 |
| 81   | 1    | 要求水準書 | 施設図面(案) |                   | 施設図面(案)<br>ウッドデッキの向かって左の壁側にガラス窓等が入りますでしょうか。もし窓がない場合は、本の劣化を防ぐために本棚に木、ガラス、アクリルの扉を設置する予定はあるのでしょうか。         | ウッドデッキの向かって左の壁側にガラス窓等はありません。半外部空間となっています。また、本棚に木、ガラス、アクリルの扉を設置する予定はありません。                                                                                                                                                                                      | R8.7.17 |
| 82   | 1    | 要求水準書 | 施設図面(案) |                   | 施設図面(案)<br>本や家具の日焼け対策の観点から、ウッドデッキのUV対策を予定されていますでしょうか。                                                   | 木材・プラスチック再生複合材の採用を予定しています。UV加工はされていません。                                                                                                                                                                                                                        | R8.7.17 |
| 83   | 1    | 要求水準書 | 施設図面(案) |                   | 施設図面(案)<br>ウッドデッキおよび奥庭に出るための出入り口は全部でいくつありますでしょうか。また、多目的ホールから藤棚側へ出る動線や、ウッドデッキから共用スペースの脇を通り奥庭へ出られますでしょうか。 | ウッドデッキおよび奥庭に出るための出入り口は3か所を想定しています。(多目的ホール⇄奥庭、共用スペース⇄奥庭、閲覧室B⇄ウッドデッキ)<br>多目的ホールから藤棚側への出入りや、ウッドデッキから共用スペースの脇を通して奥庭への出入りは可能です。                                                                                                                                     | R8.7.17 |
| 84   | 4    | 要求水準書 | 施設図面(案) |                   | 奥庭・築山の端のコンクリート部分は当地の敷地内という理解でよいですか。                                                                     | ご指摘の箇所もこども本の森京都の敷地内です。                                                                                                                                                                                                                                         | R8.7.17 |
| 85   | 3    | その他   |         |                   | 改修後も継続して残置される既存の設備機器や、什器備品、植栽などがございましたら、ご教示ください。                                                        | 次に示すものは改修後も継続して残置される予定です。<br>什器:幼稚園当時から設置されている下駄箱(ポーチ)<br>植栽:柿の木×2本(奥庭)、松の木×3本(奥庭)、藤の木×1本(奥庭)、棕櫚×2本(建物北側)<br>※植栽について<br>現存する桜の木×1本(ポーチ)及び藤の木×3本(奥庭)は、植え替えを予定しています。また、奥庭は新たに天然芝を敷き、シンボルツリーとなる桜の木×1本は新たに植えられる予定です。このほか、施設全体のデザインに伴い敷地外縁部に植栽(花や低木等)が追加される場合があります。 | R8.7.17 |